

令和3年6月7日

高齢者施設等管理者 様

鹿児島県くらし保健福祉部
高齢者生き生き推進課介護保険室長

令和3年度介護事業所等サービス継続支援事業について（通知）

本県福祉行政の推進につきましては、かねてから格別の御配慮をいただき、厚く感謝申し上げます。

県では、新型コロナウイルス感染症の発生による介護サービス提供体制への影響をできる限り小さくしていくことが重要であるとの観点から、介護サービス事業所・施設等が関係者との連携の下、必要な介護サービスを継続して提供できるよう、通常の介護サービス提供では想定されない「かかり増し経費」について、令和2年度に引き続き支援を行いますので下記に該当する場合は必要な書類を作成の上、郵送にて提出してください。

記

1 対象施設

- (1) 利用者又は職員に感染者が発生した介護サービス事業所・施設等（職員に複数の濃厚接触者が発生し、職員が不足した場合を含む）
- (2) 濃厚接触者（利用者に限る。）に対応した訪問系サービス事業所、短期入所サービス事業所、介護施設等（通所系サービス事業所を除く）
- (3) 休業要請を受けた通所系サービス事業所、短期入所系サービス事業所
- (4) 上記(1)、(3)以外の通所系サービス事業所で当該事業所の職員により居宅で生活している利用者に対して、利用者からの連絡体制を整えた上で、居宅を訪問し、個別サービス計画の内容を踏まえ、できる限りのサービスを提供した事業所（近隣自治体や近隣事業所・施設等で感染者が発生している場合等）
- (5) 上記(1)、(3)及び自主的に休業した介護サービス事業所と連携（利用者の受入や応援職員の派遣）した介護サービス事業所・施設等
- (6) 感染等の疑いがある者に対して一定の要件のもと自費で検査をした介護施設等
- (7) 病床ひっ迫等により、やむを得ず施設内療養を行った高齢者施設等

2 対象期間 令和3年4月1日～令和4年3月31日（申請書提出期限）

3 関係通知、対象経費、申請様式等
次の県ホームページで御確認ください。

ホーム>健康・福祉>高齢者・介護保険>県内の事業者の方へ>
令和3年度介護事業所等サービス継続支援事業について

4 その他

- ・ 申請は法人単位でしてください。なお、申請回数は各事業所あたり原則1回となります。

問合せ先
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番1号
鹿児島県くらし保健福祉部高齢者生き生き推進課
介護保険室事業者指導係 担当 末永
電話 099-286-2687 F A X 099-286-5554
E-mail : k-jigyo@pref.kagoshima.lg.jp